|  |
| --- |
| **４５０８．貨物確認情報訂正** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＣＰＫ | 貨物確認情報訂正 |

１．業務概要

「貨物確認情報登録（ＰＫＧ）」業務により登録した貨物確認情報の訂正及び削除、「貨物確認情報終了登録（ＥＰＫ）」業務後における貨物確認情報の追加を行う。

到着便名またはＡＷＢ番号の訂正を行う場合は、登録されている貨物確認情報を削除後、新たにＰＫＧ業務を行う必要がある。

なお、「ＡＷＢ情報登録（輸入）（ＡＣＨ）」業務または「ＡＷＢ情報訂正（ＣＡＷ）」業務（以下、ＡＷＢ情報登録業務という。）が行われていないＡＷＢ番号の登録を行うことは出来ないため、ＡＷＢ情報登録業務を行った後に本業務により追加登録する。

また、ＡＷＢ情報登録業務において、誤った到着便名、ＡＷＢ番号で登録された場合は、本業務による訂正は出来ないため、航空会社によるＣＡＷ業務にて訂正を行う。

（１）訂正

ＡＷＢ情報登録業務及びＰＫＧ業務が行われ、かつ不突合となった貨物確認情報に対して訂正が可能である。

（２）削除

ＰＫＧ業務がＡＷＢ情報登録業務に先行して行われ、かつＡＷＢ情報登録業務が行われるまでの間、貨物確認情報の削除が可能である。

（３）追加

ＡＷＢ情報登録業務が本業務に先行して行われている場合に追加登録が可能である。

２．入力者

税関＊１、航空会社、通関業＊１、機用品業＊１、混載業＊１、保税蔵置場

（＊１）他所蔵置許可貨物の搬入の場合のみ

３．制限事項

①１業務で入力可能なＡＷＢ件数は、最大１０件とする。

②１到着便で登録可能なＡＷＢ件数は、最大５００件とする。

４．入力条件

（１）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②他所蔵置貨物を入力する場合は、入力された他所蔵置場の管轄税関または他所蔵置許可申請者であること。

③入力者が保税蔵置場の場合は、システムに空港保税蔵置場として登録されている保税蔵置場の管理者であること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（３）輸入便情報ＤＢチェック

①入力された到着便名に対する輸入便情報が輸入便情報ＤＢに存在すること。

②入力されたＡＷＢ番号が登録されていること。

③入力者が航空会社の場合は、ＡＷＢ情報登録業務またはＰＫＧ業務を実施した利用者と同一であること。

④ＵＬＤ収容の他空港向一括保税運送貨物である旨の入力がされた場合は、ＡＷＢ情報登録業務により、その旨が登録されていること。

⑤入力された到着便名に対して、取卸しした保税蔵置場がシステムに登録されている制限値を超えないこと。

⑥追加の場合は、入力されたＡＷＢ番号に対してＰＫＧ業務または本業務が行われていないこと。ただし、「ＵＬＤ引取情報登録（ＵＤＡ）」業務が行われている場合を除く。

⑦訂正の場合は、入力されたＡＷＢ番号に対してＡＷＢ情報登録業務及びＰＫＧ業務が既に行われ、不突合であること。

⑧削除の場合は、入力されたＡＷＢ番号に対してＡＷＢ情報登録業務が行われていないこと。

⑨不突合情報に出力された不突合の種類と入力された訂正理由コードについて、下記の条件を満たしていること。

【不突合及び未突合種類と意味】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 不突合及び未突合種類 | | 説　明 |
| ＳＨＯＲＴ | 不突合 | ＡＷＢ情報登録業務で登録された到着個数よりＰＫＧ業務で登録された確認個数が少ない場合 |
| ＯＶＥＲ | 不突合 | ＡＷＢ情報登録業務で登録された到着個数よりＰＫＧ業務で登録された確認個数が多い場合 |
| ＭＳＡＷ | 未突合 | ＰＫＧ業務のみ行われ、ＡＷＢ情報登録業務が行われていない場合 |
| ＭＳＣＡ | 未突合 | ＡＷＢ情報登録業務のみ行われ、ＰＫＧ業務またはＣＰＫ業務が行われていない場合（ＵＬＤ収容の仮陸揚貨物、機移し貨物または他空港向一括保税運送貨物を除く） |
| ＷＧＴ＊２ | 不突合 | ＡＷＢ情報登録業務で登録された到着重量とＰＫＧ業務で登録された確認重量が一致しない場合 |

（＊２）不突合の種類の「ＷＧＴ」と「ＳＨＯＲＴ」または「ＯＶＥＲ」が重複した場合は、  
「ＳＨＯＲＴ」または「ＯＶＥＲ」を優先する。

【不突合または未突合種類と訂正理由コードの対応】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 不突合または  未突合種類  訂正理由コード | ＳＨＯＲＴ | ＯＶＥＲ | ＭＳＡＷ | ＭＳＣＡ | ＷＧＴ |
| ＭＳＴ  （入力ミス） | ○ | ○ | ○＊３  （削除） | ○＊４  （追加） | ○＊５ |
| ＭＳＣ  （ミスカウント） | ○ | ○ |  |  |  |

（＊３）ＡＷＢ番号と訂正理由のみ入力可

（＊４）ＰＫＧ業務と同じ入力方法

（＊５）重量のみ入力可

（４）輸入貨物情報ＤＢチェック

（Ａ）訂正の場合（訂正理由コード：ＭＳＴ、ＭＳＣ）

①入力されたＡＷＢ番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報ＤＢに存在すること。

②ＰＫＧ業務を行った利用者と本業務の入力者が同一であること。

③他所蔵置の旨の入力がされた場合は、他空港向一括保税運送貨物または航空会社保税蔵置場向け社用品でないこと。

④他所蔵置の旨の入力がされた場合は、ＰＫＧ業務において他所蔵置の旨の登録がされていること。

⑤本業務により入力された個数とＡＷＢ情報登録業務で登録された個数が等しいこと。

⑥本業務により入力された重量とＡＷＢ情報登録業務で登録された重量が等しいこと。ただし、１キログラム以内の差異は突合とする。なお、重量単位がポンドの場合は、キログラムに変換後、チェックを行う。

⑦「許可・承認等情報登録（輸入保税）（ＰＣＨ）」業務により貨物手作業移行登録がされていないこと。

⑧入力されたＡＷＢ番号及び到着便名に対して、ＵＤＡ業務が実施されていないこと。

（Ｂ）削除の場合（訂正理由コード：ＭＳＴ）

①入力されたＡＷＢ番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報ＤＢに存在すること。

②ＰＫＧ業務を行った利用者と本業務の入力者が同一であること。

③他所蔵置の旨の入力がされた場合は、ＰＫＧ業務において他所蔵置の旨の登録がされていること。

④ＰＣＨ業務により貨物手作業移行の登録、貨物の移動差止登録がされていないこと。

（Ｃ）追加の場合（訂正理由コード：ＭＳＴ）

①入力されたＡＷＢ番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報ＤＢに存在すること。

②ＵＬＤとして登録する場合は、その旨が登録されていること。

③入力された到着便名に対して、すでにＰＫＧ業務または本業務により貨物確認情報が登録されていないこと。ただし、ＵＤＡ業務が行われている場合を除く。

④ＵＬＤ収容の他空港向一括保税運送貨物の場合は、運送先の空港保税蔵置場を管理している利用者であること。

⑤ＰＣＨ業務により貨物手作業移行登録が行われていないこと。

⑥ＵＬＤ収容の仮陸揚貨物または機移し貨物でないこと。

⑦他所蔵置の旨の入力がされた場合は、他空港向一括保税運送貨物及び航空会社保税蔵置場向け社用品でないこと。

⑧入力された個数とＡＷＢ情報登録業務で登録された個数が等しいこと。ただし、ＵＤＡ業務が行われている場合を除く。

⑨入力された重量とＡＷＢ情報登録業務で登録された重量が等しいこと。ただし、１キログラム以内の差異は突合とする。なお、重量単位がポンドの場合は、キログラムに変換後、チェックを行う。なお、ＵＤＡ業務が行われている場合を除く。

⑩ＵＬＤ収容の他空港向一括保税運送貨物の場合は、「保税運送申告（一括）（ＧＯＬ）」業務が行われており、保税運送承認済である、包括保税運送承認に係る個別運送であるまたは特定保税運送であること。

⑪当該到着便情報が未突合であること。

⑫ＵＤＡ業務が行われている場合、入力者はＵＬＤ引取情報に登録されている取卸保税蔵置場の管理者であること。

⑬ＵＤＡ業務で仕分けられたＵＬＤインタクト貨物に対する入力の場合は、ＵＤＡ業務及びＡＷＢ情報登録業務が行われていること。

⑭ＵＤＡ業務で仕分けられたＵＬＤインタクト貨物に対する入力の場合は、特殊貨物記号の入力がないこと。

⑮ＵＤＡ業務で仕分けられたバラ貨物に対する入力の場合は、ＵＤＡ業務で仕分けられたＵＬＤインタクト貨物に対して本業務または「貨物確認情報訂正（ＣＰＫ）」業務が行われていること。

⑯ＵＤＡ業務が行われている場合は、ＵＬＤ引取情報と個数、重量（入力された場合のみ）が等しいこと。ただし、重量の１キログラム以内の差異はエラーとしない。

⑰ＵＤＡ業務で仕分けられたバラ貨物に対する入力の場合は、貨物確認情報のＵＬＤインタクト分重量とバラ分重量の合計と、ＡＷＢ情報の重量が等しいこと。ただし、１キログラム以内の差異の場合はエラーとしない。

⑱入力された到着便名に対して「混載貨物確認情報登録（ＨＰＫ）」業務または「混載貨物確認情報訂正（ＣＨＰ）」業務が行われている場合は、ＨＰＫ業務またはＣＨＰ業務を行った保税蔵置場と一致すること。

⑲貨物到着前輸入申告扱いの予備申告（Ｊ申告）の本申告起動後、貨物到着前輸入申告扱いの輸入（引取）申告後または到着即時輸入申告扱いの予備申告（税関空港で貨物を引き取る場合または航空貨物の集積場所で貨物を引き取る場合）（Ｕ申告またはＳ申告）の本申告起動後の場合で、かつスプリット２便目以降に関する本業務が実施された場合は、以下のチェックを行う。

・輸入許可がされていること。

・本業務により搬入する保税蔵置場と輸入許可となった保税蔵置場が一致すること。

（５）他所蔵置許可申請者チェック

追加の場合で、かつ他所蔵置の旨の入力がされた場合は、以下のチェックを行う。

（Ａ）入力者が税関の場合で、入力されたＡＷＢ番号に対する他所蔵置管理情報が輸入貨物情報ＤＢに存在する場合は、入力された他所蔵置場所に対して、他所蔵置許可申請中でないこと。

（Ｂ）入力者が税関以外の場合は、以下のすべての条件を満たしていること。

①入力された他所蔵置場所に対して許可済であること。

②入力者が他所蔵置許可申請者である。

５．処理内容

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）輸入便情報ＤＢ処理

（Ａ）訂正の場合（訂正理由コード：ＭＳＴ、ＭＳＣ）

①入力されたＡＷＢに係る情報を訂正する。

②突合の旨を登録する。

（Ｂ）削除の場合（訂正理由コード：ＭＳＴ）

①入力されたＡＷＢに係る情報を取り消す。

②入力された到着便名に対するすべてのＡＷＢが取り消された場合は、輸入便情報を削除する。

（Ｃ）追加の場合（訂正理由コード：ＭＳＴ）

①入力されたＡＷＢに係る情報を登録する。

②突合の旨を登録する。ただし、ＵＤＡ業務で仕分けられたＵＬＤインタクト貨物の場合は、不突合の旨を登録する。

（３）輸入貨物情報ＤＢ処理

（Ａ）訂正の場合（訂正理由コード：ＭＳＴ、ＭＳＣ）

①入力された個数及び重量を登録する。

②突合の旨を登録する。

③後述の「全量到着済処理」結果を登録する。

（Ｂ）削除の場合（訂正理由コード：ＭＳＴ）

（ａ）以下のいずれかの条件を満たす場合は、ＰＫＧ業務により登録された情報を無効にする。

①予備申告（Ｚ申告、Ｔ申告、Ｊ申告、Ｕ申告またはＳ申告）の登録がされている。

②ＭＡＷＢである。

③スプリット貨物で、かつ入力された到着便以外の到着便情報が存在する。

④ＡＷＢ予備情報またはＵＬＤ引取情報が登録されている。

⑤「他所蔵置許可申請（ＴＺＣ）」業務による他所蔵置許可申請情報が登録されている。

（ｂ）上記（ａ）以外の場合は、輸入貨物情報を削除する。

（Ｃ）追加の場合（訂正理由コード：ＭＳＴ）

①貨物確認情報を登録する。

②突合の旨を登録する。ただし、ＵＤＡ業務で仕分けられたＵＬＤインタクト貨物の場合は、不突合の旨を登録する。

③ＵＬＤ収容の他空港向一括保税運送貨物の場合は、搬入情報も併せて登録する。

④到着即時輸入申告扱いの予備申告（航空貨物の集積場所で貨物を引き取る場合）（Ｓ申告）の登録がされている場合で、本申告起動前に通関予定蔵置場に係る本業務が入力された場合は、予備申告（本申告自動起動）（Ｚ申告）を行う旨に変更する。

⑤後述の「全量到着済処理」結果を登録する。

（４）輸出貨物情報ＤＢ処理

入力されたＡＷＢが仮陸揚貨物で、かつＵＬＤでない場合で、訂正または追加の場合（訂正理由コード：ＭＳＴ、ＭＳＣ）は、入力されたＡＷＢ番号に対する輸出貨物情報ＤＢについて、入力された個数及び重量を登録する。ただし、税関未確認事故貨物の場合は、許可個数の更新は行わない。

（５）重量換算処理

入力重量の単位がポンドの場合は、キログラム単位への換算を行う。

①換算式

入力重量×０．４５３５９

（１ポンド＝０．４５３５９キログラムとする）

②端数処理

小数点以下２位を切り上げ、小数点以下１位が５以下の場合は５とし、６以上の場合は整数位１位へ切り上げ、小数点以下第１位は０とする。

（例）　１０．４６→１０．５

１０．５６→１１．０

（６）突合処理

訂正または追加の場合に、ＡＷＢ単位に以下の突合処理を行う。

（Ａ）突合対象項目

①個数

②重量（本業務で重量が入力された場合に突合項目となる。なお、本業務で入力された重量単位がポンドの場合は、キログラムに変換後に突合を行う。）

（Ｂ）突合方法

①ＡＷＢ情報登録業務で登録された個数と一致すること。

②本業務で重量が入力されている場合は、ＡＷＢ情報登録業務で登録された重量と一致すること。

ただし、１キログラム以内の差異は、突合とする。

（７）全量到着済処理

以下の条件を満たした場合は、全量到着済とする。（ただし、マル仮貨物及び仮・仮貨物の場合を除く）

①総個数と到着個数合計が等しい。

②全ての到着便が突合済である。

③総個数と到着個数合計が等しくない場合は、到着便が３０便である。

（８）本申告自動起動処理

予備申告（本申告自動起動）（Ｚ申告）の旨が登録されている場合で、以下の条件を満たした場合は、入力されたＡＷＢ番号に対する本申告（輸入申告、蔵入・移入・総保入承認申請）が自動起動される。

①予備申告の時に登録された通関予定蔵置場にＡＷＢが全量蔵置されていること。

②突合済であること。

③スプリット貨物の場合は、全量到着済であること。

（９）輸入畜産物検査申請自動起動処理

輸入畜産物検査申請（到着後申請自動起動）の旨が登録されている場合で、以下の条件を満たした場合は、入力されたＡＷＢ番号に対する輸入畜産物検査申請（到着後申請）を自動起動する。

①突合済であること。

②スプリット貨物の場合は、全量到着済であること。

（１０）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については、「出力項目表」を参照。

６．出力情報

| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| --- | --- | --- |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |
| 分割貨物完了情報 | 全量到着済となった場合 | 各到着空港で最初のＡＷＢ情報登録業務を行った航空会社 |
| 搬入状況通知情報（輸入） | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）突合済である  （２）税関届出を必要とする事故貨物が存在する | 入力者（税関の場合は除く） |
| ＡＷＢ情報登録業務を行った航空会社 |
| 取卸港の管轄税関  （監視担当部門） |
| 本業務を行った空港保税蔵置場を管轄する税関  （保税担当部門） |
| 訂正（保留）控情報Ａ | なし | 入力者 |
| ＡＷＢ情報登録業務を行った航空会社 |
| 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）入力者が航空会社である  （２）空港保税蔵置場への取卸しである | 取卸保税蔵置場 |
| 訂正（保留）確認情報Ａ | 空港保税蔵置場搬入貨物の場合 | 取卸港の管轄税関  （監視担当部門） |
| 本業務を行った空港保税蔵置場を管轄する税関  （保税担当部門） |
| ＵＬＤ収容の他空港向一括保税運送貨物の場合 | 取卸港の管轄税関  （監視担当部門） |
| 本業務を行った空港保税蔵置場を管轄する税関  （保税担当部門） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| ＳＴＰ貨物搬入確認情報 | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）突合済である  （２）ＳＴＰ貨物が存在する | 保税蔵置場の管轄税関  （保税担当部門） |
| 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）突合済である  （２）ＳＴＰ貨物が存在する  （３）本業務を行った入力者の管轄税関と貨物の移動差止登録を行った税関が異なる | 貨物の移動差止の登録を行った税関  （保税担当部門） |
| 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）ＵＬＤ収容貨物である  （２）突合済である  （３）ＳＴＰ貨物が存在する  （４）発送場所の管轄税関と貨物の移動差止登録を行った税関が異なる | 発送場所の管轄税関  （保税担当部門） |
| 保税関係確認情報 | 税関届出用特殊貨物記号の入力がされているＡＷＢが存在する場合 | 保税蔵置場の管轄税関  （保税担当部門） |
| ＳＴＰ貨物解除通知情報 | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）突合済である  （２）ＳＴＰ貨物が存在する  （３）削除表示が設定された | 貨物の移動差止の登録を行った税関  （保税担当部門） |
| 他所蔵置搬入確認情報  （輸入） | 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）他所蔵置貨物が存在する  （２）入力者が税関以外である | 保税蔵置場の管轄税関  （保税担当部門） |